

公示

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第1項の規定を適用し、別段の面積を次のように定めるので公示する。

令和3年3月12日

下関市農業委員会  
会長 山田 正信

記

- 1 設定日  
令和3年4月1日

- 2 内容（別段の面積の変更）

区 域	別段の面積
下関市全域	30アール

- 3 変更理由  
市内全域における新規就農を促進するため。

以上